2232

自主的避難等対象区域（天栄村）で稲作農業を営む申立人について、風評被害による米販売に係る逸失利益（令和２年販売分から令和４年販売分まで）として、直接請求手続においては、原発事故前の基準単価と対象期間中の販売単価の差額に販売量を乗じて算定した金額が賠償されていたところ、①令和４年販売分の一つの取引先に関し、直接請求手続では、原発事故前に同取引先が個人からの米の集荷を行っておらず基準となる単価が存在しないなどとして賠償に至らなかったが、原発事故前に販売実績のあった近隣商店との取引の単価を参考とした基準単価を用いることにより賠償が認められたほか、②申立人は対象期間において消費税課税事業者であったところ、直接請求手続では、基準単価と販売単価の差額がいずれも税込価格（基準期間は消費税率５％、対象期間は消費税率８％）を用いて算定されていたが、これを税抜価格を用いて算定することにより単価差額が増加し、追加賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人Ｘ（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１　和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第２　和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る）に対する和解金として金２５１万５７０４円の支払義務があることを認める。

第３　既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第１項記載の損害に対する賠償金として、金１９６万４８５２円を支払済みであることを確認する。

第４　支払方法

（省略）

第５　清算

申立人と被申立人は、第１項記載の各損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

１　本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

２　本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第６　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が１通、被申立人が１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和８年２月２０日

（仲介委員　松井　良憲）

別紙　　○-○

損害項目	期間	和解金額 （販売数量×価格差）	既払金	支払金額
申立人の米販売に係る逸失利益	R2.9～R2.12	651,644	568,148	83,496
	R3.9～R3.10	991,975	955,752	36,223
	R4.10～R4.11	872,085	440,952	431,133
	合計	2,515,704	1,964,852	550,852